
今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！
日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース
第30号（2012年2月15日）

お待たせしました！第3次訴訟第15回口頭弁論が3月6日（火）午前11時半からに決まりました！

田中宏共同代表が最終陳述を行います。ぜひ、傍聴を！

目次

1頁	第15回口頭弁論呼びかけ
2頁	裁判の現段階（弁護団報告）
3頁	2011年度総会報告
4頁	公開シンポジウム概括
5頁	パネリスト発言要旨
～	
7頁	
8頁	朝日新聞記事 ホームページアドレスの変更

日頃より、日韓会談文書・全面公開を求める会の活動にご協力いただきありがとうございます。

中止・延期となっていた日韓会談文書公開第3次訴訟第15回口頭弁論が、来る3月6日に開かれることになりました。外務省の開示変更決定に伴い、対象文書の整理を行う必要があるため、11月29日に予定されていた口頭弁論は一旦中止され、双方の弁護士を交えた弁論準備が重ねられてきました。この度、その作業が完了し、ようやく弁論期日が指定されるに至りました。

その間、韓国では憲法裁判所が慰安婦問題、被爆者問題について行動を起こさない韓国政府を違憲とし、12月の日韓首脳会談で李明博大統領が慰安婦問題解決を申し入れました。大統領が公式に戦後補償問題解決を申し入れたのはこれが初めてのことです。韓国における日韓会談文書公開で韓国政府が「未解決」と表明せざるを得なくなったことがその発端です。情報公開は政府の政策を変える力があります。

翻って、日本の現状はどうでしょうか。原発関連の審議会が議事録さえ作っていなかったことが明らかになりました。これは民主党政権下のことです。公文書管理法を作り、情報公開法改正を政策に掲げる民主党でさえこんなありさまで。昨年末、私たちは「3・11時代の情報公開」をテーマにシンポジウムを開催いたしました。原発・沖縄・戦後補償等、「国策」による人権侵害を情報公開の側面から追及する連帯を一層強めていく必要があります。

当日は、当会共同代表の田中宏さんが最終意見陳述を行います。会員・支援者の皆様にはぜひ第15回口頭弁論の傍聴支援にご参加いただきますようお願いいたします。

日韓会談文書公開請求第3次訴訟・第15回口頭弁論（結審予定）
3月6日（火）午前11時30分～ 東京地裁522号法廷
終了後、法廷控室で簡単な総括集会を開催する予定です。

外務省は恥の上塗りをやめて全部開示せよ

弁護士 張界満

昨年8月末、外務省から一部文書を開示するとの変更決定通知が届きました（追加して、昨年12月にも1文書について一部開示があった）。具体的にどのような開示がなされたのかについて、詳しくは、求める会のHPで追加開示の内容を確認していただきたいが、今回、その一部をご紹介します、如何に外務省が恥知らずな役所であるかを再確認していただきたいと思う。



さて、今回の一部開示は、2006年4月の開示請求から数えて実に5年以上も経過しての開示でした。全面開示なら兎も角も、今さら何を一部開示してきたのかと疑問に思った方もいらっしゃるでしょう。開示された内容を見れば、これが裁判に対処するための姑息な開示であったことは一目瞭然でした。今回の一部開示を紐解けば、第3次訴訟の法廷で、裁判官が「外国人の要人等の発言内容を明らかにしたら、何故、日本と韓国との信頼関係が悪くなるのか？」という疑問をぶつけたことに始まります。外務省も、第3次訴訟の結審を控え、先の裁判官の疑問を思い出し、「ひょっとしたら、外国人要人の発言をこのまま不開示にしておいたら、敗訴する部分があるかもしれない。そうすると、他の不開示部分にもマイナス要素となる可能性がある。そうならないように、さほど重要でない情報を一部だけ開示して（そうすれば、裁判官は、外務省が再度精査したうえで情報を開示してきたのだから、残された不開示部分は相当に機密性が高い情報であろうと判断するだろうから）、それで裁判官を騙しておこう」と思ったのが今回の開示の真相とされます。

前置きが長くなりましたが、次に、今回の開示情報から、いくつかの開示情報をご紹介します。

一つ目は、「58-1757,1756,1755」という情報です。これは、なんだと思われませんか。そうです、昔の電話番号です。これを外務省は、これまで、「公表の慣行のない国の機関の連絡先であって、公にすることにより国の事務の適正な遂行に支障を及ぼす」といって隠してきたのです。いまだき、役所の連絡先なんか、インターネットでほとんど公開されています。文化財保護委員会は現在では存在しないので、おそらく、この番号はもう使われていない番号なのでしょう。他にも「輸出入銀行」「海外経済協力基金」といった誰でも知っているようなものも、北朝鮮との交渉において手の内を見せることになると言って隠してきたのです。これらは、言ってみれば、開示されて当たり前の情報ですから、外国要人発言等の見直しの際に、偶然、間違っただけで不開示にしていた情報を見つけたので、今回、一緒に開示してきたと言う所でしょうか。

二つ目は、様々な発言内容ですが、たくさんあるので、短いものを列記していきますと、「この度の外務省のやり方は真に迷惑だ」「国際共産主義の謀略にもとづくもの」「彼は目的のために手段を選ばない人物である」「彼は柳と同じ型の人間で信用がおけない」「花村は全く馬鹿野郎なり」「韓国人は、移り気で猜疑心が強いので交渉は非常にやりにくい」「韓国のブタ」（「韓国のブタ」というのは、韓国におけるキーセン接待を評しての蒋介石の発言です）などの発言が開示されました。一言でいえば、すべて、根拠のない批判・誹謗中

傷の類の発言ですが、これらも外交上の信頼関係を損なうという理由で隠されてきたのです。改めて開示された情報を見ると、確かに「韓国のプタ」なんて発言は、開示されて気持ちのいい情報ではないですけれども、開示したからと言って日本と韓国の外交上の信頼関係を損なうものでないことは明らかです。

今回ご紹介した開示情報を見るだけでも、確固たる基準もなく、なんとなく「開示すると不利益があるかな？」と思われる部分を黒塗りにしていたことが分かります。外務省は、今回の恥知らずな一部開示を反省して、今からでも、全面公開をしてもらいたいと思います。

2011 年度総会報告

太田修



2011年12月23日午前10時より、東京しごとセンター5階セミナー室で「日韓会談文書・全面公開を求める会 2011年度総会」が開かれました。田中宏共同代表の開会のあいさつの後、裁判の現状報告（張界満弁護士）2011年11月4日・ソウルシンポジウム「韓日会談公開文書と植民主義清算問題」報告（太田修）がなされました。続いて事務局より、2011年度活動報告（山本直好さん）2011年度決算報告（新居弥生さん）がなされ、原案通り承認されました（詳細については「日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース」第29号<

2011年12月15日>3~11頁を参照）。

次に、2012年度運動方針案（山本直好さん）2012年度予算案（山本直好さん）規約改正案・人事案（吉澤文寿さん）が提案され、承認されました。ただし、規約改正については、事務局案の「(3)〔中略〕会費は原則3000円とするが、旧サポーターは2000円でもよい。また、年金生活者および学生は1000円とする。」（「ニュース」第29号、11頁）が、「(3)〔中略〕会費は原則3000円とするが、旧サポーターは2000円、年金生活者および学生は1000円でもよい。」と修正されました。

質疑応答では、次のような質問、意見が出され、活発な議論が行われました。「韓国では、2005年の韓日会談文書公開により、旧日本軍「慰安婦」など植民地支配・戦争被害の補償問題は日韓請求権要諦では解決されなかったことが明らかにされたが、日本での日韓会談文書の公開では何が明らかにされたのか。」「日韓会談は、植民地支配・戦争被害を解決するものではなかったとすれば、何だったのか整理する必要がある。」「最近、日本政府だけでなく、日本のマスメディアも日韓請求権協定で解決済み論を主張し始めているが、これは見過ごすことができない問題であり、会として早急に対処していくべきだろう。」「

こうした質問、意見を受けて「求める会」の課題として、公開された日韓会談文書への検討をさらに深め、会としての見解を明確にし、シンポジウムや声明などを通してそれを積極的にアピールしていくことが緊要であることが確認されました。

公開シンポジウム「3・11時代の情報公開～原発・沖縄・日韓会談～」概要

吉澤文壽

2011年12月23日午後1時30分より、東京しごとセンター5階セミナー室で本会主催の公開シンポジウム「3・11時代の情報公開～原発・沖縄・日韓会談～」が開催されました。この年に起こった東日本大震災によって、私たちは多くのことを学びました。とくに、情報公開という点でいえば、福島第一原発事故によって、「原子力の平和利用」という「安全神話」によって、とても多くの情報が明らかになっていないことが分かりました。そこで、本会では3人のパネラーをお招きして、それぞれの現場で取り組んでいる運動に学びながら、私たちの運動をよりよきものとすることを目指しました。



原発体制を問うキリスト者ネットワークの崔勝久氏は原発推進をめぐる日本、韓国、モンゴルでの動きを注視し、この地域の人々の連帯形成を目指して活動しています。崔氏は原発問題に限らず、植民地主義に関わる問題に広く取り組んでおり、いわゆる「過去清算」問題ばかりでなく、今日のいわば「植民地無き植民地主義」の問題に向き合う必要があると訴えました。

沖縄密約訴訟原告の柴田鉄治氏は地震も津波も想定外ではなく、100%人災であると指摘しました。柴田氏は、沖縄密約をめぐる訴訟を通して、外務省や財務省をはじめとする行政府が「密約はない」と国民に平気で嘘をついていること、そしてそれを司法府がチェックしていないこと、さらにメディアもそれを批判していないことの重大さを説きました。

韓国の原爆被害者を救援する市民の会の市場淳子氏は、韓国で暮らす原爆被害者が日本政府による被爆者援護措置から排除され続けてきたことを述べました。市場氏は、日本の行政が裁判で負けたところのみを補正しているという現状を紹介した上で、在韓被爆者が植民地出身者であることを想起すれば、「ヒバクシャは皆同じ」ではいけないと訴えました。

これらの報告とその後の討論を通して、本会が取り組む運動のみならず、それぞれの現場の運動に共通する課題を確認することができました。私は司会者として、今後も、正義の実現、そしてより開かれた民主社会の実現を目指す勇気を頂いたことに、パネラーおよびこのシンポジウムに出席、賛同された皆さまに感謝申し上げたいと思います。

第五回強制動員真相究明全国研究集会「朝鮮人強制連行と国・企業の責任」

日時 2012年4月7日(土) 13:00～17:30 終了後 交流会あり(会費制)

場所 東京大学駒場キャンパス 18号館ホール(200人収容)

参加費 無料 (資料代 1,000円、学生500円)

プログラム

基調講演 「政策と法から見た朝鮮人被動員者」 外村 大 (東京大学准教授)

報告1 韓国から 張完翼 弁護士

報告2 「日韓請求権協定で解決済みとは」(交渉中)

報告3 「ドイツと日本の戦後」(交渉中)

報告4 「問題解決の提言」(強制連行裁判・全国ネット)

報告5 「明らかになった未払金・供託金の内訳」竹内康人

(パネリストの発言要旨)

< 原発体制 > を問う

崔 勝久(チェ・スング)(「原発体制を問うキリスト者ネットワーク」(CNFE)事務局長)

過去の植民地支配の残滓を残しながら今、原発体制を生み出した新たな植民地主義が台頭している。

原発は、形骸化した平和、環境破壊、人格と地域の差別・格差の拡大という戦後日本が作り上げた社会の象徴です。原発事故は戦後の社会構造から生まれるべくして生まれたものと言えるでしょう。

日本政府は貧しい地域社会に金をばらまき、政財界・学界・マスコミを動員し司法界を巻き込みながら、原子力の平和利用という名目で安全神話をまき散らし、被曝労働者の犠牲の上で、使用済み核燃料の処理方法をもたないまま3・11を迎えました。放射線物質は日本中を汚染し、人々は放射能に怯えています。



私は「原発体制を問うキリスト者ネットワーク」(CNFE)代表として昨年10月、モンゴルと韓国を訪問し、国際連帯による反原発の運動を呼びかけました。モンゴルからウランを買い核兵器や原発に使った後に使用済み核燃料をモンゴルに埋めるという恐ろしい計画が日米蒙間で進行していました。今もそれはなくなったわけではありません。

今回の原発事故によって初めて、日本市民は自らのあり方を根底的に問う<原発体制>に立ち向かわざるをえなくなりました。アジアへの原発、使用済み核燃料の輸出という、アジアの民衆の加害者になるかもしれないという事実と直面し、日本がこれまで清算して来なかった過去の植民地支配の問題を直視せざるをえなくなるでしょう。

自分の傍に置きたくない原発、使用済み核燃料の再処理を日本で許さず、海外に輸出させない、ここから戦後初めての、お互い反原発の運動を進める市民同士の国際連帯が始まり、それなくして反原発の運動を勝利することはできません。

「原発体制」への闘いは、<原発体制>を生み出してきた、自分の住む生活の場である地方(地域)社会のあり方を徹底して追求めるところに戻らなければならないのです。

三権分立、司法のチェックはきかないのか～沖縄密約開示訴訟の控訴審判決

柴田 鉄治（沖縄密約開示訴訟原告）



沖縄返還のときに政府はアメリカとの間で色々な密約を結んでいた。本来はアメリカが払うお金を日本が払い、それをアメリカが支払ったことにした。その密約が最初に明らかになったのは、毎日新聞の西山記者が外務省の女性事務官から電報を入手し、当時の野党議員に渡して国会質問という形で明らかになった。

外務省はその電報が本物であることが分った瞬間に、西山記者と女性事務官を国家公務員法違反で逮捕した。そして、情を通じて入手した卑劣な新聞記者だという形で訴追した。そのときの世論は密約がけしからんという方に行かなかった。毎日新聞も謝ってしまった。本来は密約があったのかなかったのか、密約の内容はどういうものなのか、追及しなければいけなかった。西山記者は一審は無罪だったが、控訴審、最高裁と有罪判決を受けて、一件落着のようになってしまった。政府とメディアの関係ではメディアは完全に敗北

した。

アメリカは一定の期間がたったということで密約を公開した。その公開文書を琉球大学の我部教授が見つけた。外交交渉で秘密が必要ということが時にはあると思う。しかし、一定の期間がたったらそれを国民に公開する制度を持っているのが近代国家だ。日本はそういう意味でも近代国家とはいえない。政府が国民にうそを言っているのを正すのは本来メディアの役割だ。本当は40年前に追及すべき事実を、アメリカの公文書で明らかになり、当時、外務省で交渉にあっていた吉野文六という人が本当のことを言います、サインをしましたと証言した。だけど政府はそんなものは無い、の一点張りだった。

そこで、アメリカで出てきた公文書を添えて、文書はあるはずだ、公開しなさいと改めて請求した。ところが、探しましたがありませんと回答したので、情報公開訴訟を起こした。昨年（2010年）の4月に地裁判決があったが原告勝訴だった。判決は、こんな大事な文書がなくなるはずはない、もし無くなったなら、その経過をあきらかにしなさいと国家賠償も認めた。訴訟の間に民主党に代わった。民主党は政権をとったら沖縄密約問題を明らかにすると公約していた。ところが、民主党政権は判決を不服として控訴した。そして控訴審の判決が今年（2011年）の9月29日にあった。この判決は国側の言い分を認め、原告の勝訴を全面的に取り消した。政府の言い分を全部認めたかというところではない。これは国と国との重要な文書であると認めている。しかし、探したけど無かった、無いから公開はできないと国が言っていることは認めるといふ。こんなばかな話があるか。お金で沖縄を買ったと思われるので、国が隠しておきたかったのだらうということも認め、

2001年に情報公開法ができる前に一部の高官がこっそり廃棄したのだらうということも認めている。そこまで認めて、無いものはないから仕方ないでしょ、という判決だ。そして、この裁判は責任を追及する裁判ではないと国家賠償も取り消した。

これでは国民の立場から見ると、国民の目に触れるとまずいものはこっそり捨ててしまいなさい、捨てたものが勝ちですよという判決だ。日本には三権分立のうち、司法には国家をチェックする機能はなくなってしまった。

日韓請求権協定で切り捨てられ続けた在韓被爆者、闘いの軌跡

市場 淳子（韓国原爆被爆者を救援する市民の会）

2011年8月30日、韓国憲法裁判所が「日本軍『慰安婦』と韓国原爆被害者の賠償問題について、日本政府と解決のための協議を怠ってきた不作為は、被害者らの権利を定めた憲法に違反するものである」との決定を行った。

2005年8月26日、韓国政府は韓日会談文書を全面公開したうえで、日本軍「慰安婦」・サハリン残留者・原爆被害者の問題は「日韓請求権協定」では解決されていないと結論づけた。この事実が憲法裁判所の決定の前提となっているが、韓日会談文書の公開を促したのは、広島三菱重工業に強制連行された挙げ句に、アメリカが投下した原爆被害に遭い、被爆後は放置された人たちの韓国における三菱重工業を相手とした損害請求訴訟であった。



憲法裁判所の決定は次のように述べている。「韓国人原爆被害者の賠償請求は、日本人原爆被害者とは異なり、侵略戦争のための徴兵・徴用等の不法動員によって被爆地である日本に強制的に滞在させられ被爆させられたうえに、日本の自国民とは異なり、救護措置や保護措置を受けられず放置されたことによって被害が拡大したことに対して、侵略戦争を起こし、かつ非人道的な差別を行ってきた国家としての日本に、その責任を問うものである。このような特殊性を度外視したまま、広島と長崎に投下された原爆の被害者すべての共通点だけを強調することは、原爆投下の原因となった日本の侵略戦争とそれに伴う各種の犯罪的行為に対して、日本が加害者としての責任を忘却し回避する道を開くものであり、それでは被爆させられた経緯およびそれ以降の差別と排除の過程において二重、三重に苦痛を体験した被害者らを適切に救済することはできない。」

このことをしっかりと心に刻み、日本政府による在韓被爆者への謝罪と補償の実現に向けて引き続きがんばりたい。

交渉解明へ不屈の出版

日韓会談記録公開に取り組み伊勢原の小竹さん

日韓条約の締結までの外交交渉秘録の全面公開を求める運動に取り組み伊勢原市の小竹弘子さん(76)が、運動の軌跡を「隠される日韓会談の記録」(創史社)として出版した。草稿をまとめた後、「ほぼ失明状態」となったが、視力が回復し、著書に目を通すことができた。

「失明」乗り越え完成

小竹さんは、韓国人の戦三愛・朝鮮女子勤労挺身隊争奪者らが日本政府や企業に賠償を求めた「名古屋」支払いを拒み、「(1996



小竹弘子さん

5年に締結した)日韓条約の請求権協定で個人の請求権問題は解決済み」と主張したことに疑問を持ち、日韓の交渉を検証するため記録の公開を求める運動に加わった。

韓国政府が2005年に記録を全面公開したのを受けて、日本政府にも公開を求めて日韓の市民らで05年末、「日韓会談文書・全面公開を求める会」を結成。事務局長として文書開示請求や裁判の進展状況をホームページや会報で報告してきた。

運動仲間の韓国の弁護士から「日韓の弁護士会に出す報告をまとめてほしい」と求められ、運動や裁判の記録を本にまとめる作業を進めた。ところが、10年12月、左目に眼底出血を患い、光は

感じるがものの形が判別できないほどの弱視状態となった。もともと右目はほとんど見えず、「ほぼ失明状態」に。原稿の校正などを「求める会」の仲間の手伝ってもらって昨年5月、出版にこぎつけた。

出版後、薬などでの治療が功を奏し、視力は徐々に回復。昨年9月に初めて著書に目を通した。東日本大震災のニュース映像も発生半年後に初めて見た。

元日本軍慰安婦ら韓国人戦争被害者らに対する個人請求権をめぐって、韓国では昨年8月に「韓国政府が日本と交渉しないことは憲法違反」との憲法裁判所決定が出た。韓国は「請求権はある」との立場で政府間協議の開催を求めたが、日本政府は「解決済み」として拒んでいる。

小竹さんは「請求権問題解決のため、今こそ記録の全面公開による日韓交渉の完全解明が必要。運動の重要性は増している」と語る。

(北野隆一)

朝日新聞神奈川版

当会のホームページアドレスが変更になりました。

旧) <http://www.7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>
 新) <http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/>

旧アドレスにアクセスした場合でも新アドレスにジャンプできます。開示された日韓会談文書も引き続き閲覧できますので、裁判支援ともども今後ともよろしくお願いいたします。

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏
 吉澤 文寿

(事務局)

〒165-0031